

豊中市立図書館団体貸出実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、図書館規則（昭和25年豊中市教育委員会規則第12号）第15条の規定に基づき、豊中市立図書館（以下「図書館」という。）が行う団体単位での貸出し（以下「団体貸出し」という。）に関し、円滑に資料の館外貸出しサービスを実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用団体の範囲)

第2条 団体貸出しを利用することができる団体（以下「利用団体」という。）は、豊中市内に所在する学校（大学を除く。以下同じ。）、放課後子どもクラブ、幼稚園、保育所、子ども園及び医療・社会福祉施設並びに子ども文庫、民間事業所及び自主的な活動グループで10人以上の利用者を有する団体及び市の行政機関とする。ただし、読書振興課長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(登録)

第3条 利用団体は、代表者を定めるとともに、所定の団体貸出利用申込書を利用しようとする図書館の館長に提出し、利用登録を受けなければならない。

2 団体貸出の登録の有効期限は1年とし、更新の始期を4月1日とする。

3 利用団体は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに利用申込書を提出した図書館の館長に届け出なければならない。

(貸出資料の範囲)

第4条 団体貸出しの対象となる資料（以下「貸出資料」という。）の範囲は利用団体の種別ごとに読書振興課長が別に定める。

(貸出数量及び期間)

第5条 貸出資料の貸出数量及び期間は、利用団体の種別ごとに読書振興課長が別に定める。

(汚損等の届出)

第6条 利用団体は、貸出資料を汚損し、または滅失し、もしくは亡失したときは、直ちに貸出しを受けた図書館に届け出なければならない。

(損害賠償)

第7条 利用団体が、その責めに帰すべき事由により、貸出資料を汚損し、または滅失し、もしくは亡失したときは、図書館規則第14条の定めるところにより、損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による貸出資料の賠償は、現物によるものとする。ただし、読書振興課長がやむを得ない事情があると認めるときは、読書振興課長の指定する代物または相当の代金をもって、これに代えることができる。

3 貸出資料の管理において、相当の注意をもって行っていたとき、その他読書振興課長がやむを得ない事情があると認めるときは、その賠償を免除することがある。

(報告)

第8条 利用団体は、貸出しを受けた図書館から求められた場合は、団体貸出しの利用状況等について報告をしなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、団体貸出しの運用に必要な事項は読書振興課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年(2005年)1月1日から実施する。

この要綱は、平成22年(2010年)7月1日から実施する。

この要綱は、平成28年(2016年)5月1日から実施する。

この要綱は、令和7年(2025年)3月1日から実施する。